

第1章 リスクアセスメントの概要

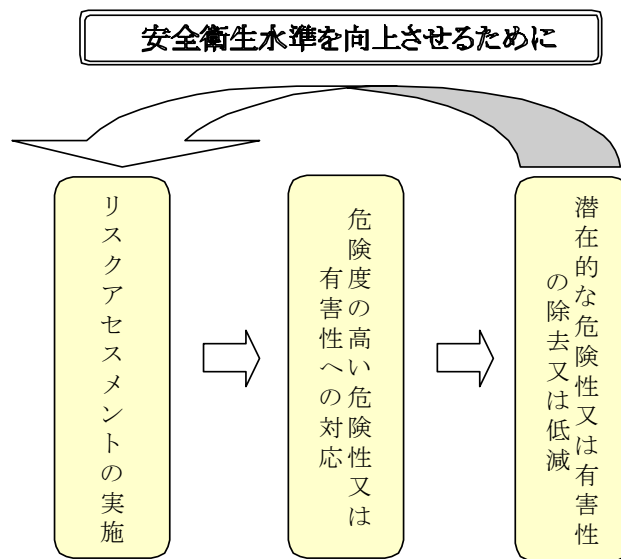
1.【みなさんの事業場でリスクアセスメントを始めてみませんか】

従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、同種の災害の再発防止対策を確立して、各現場に徹底していくという方法が基本でした。

しかし、現在では労働災害が減少してきてはいますが、現場では常に危険性や有害性が存在し、労働災害が発生する可能性のない現場はありません。

ただ単に労働災害が発生していないという見方もできます。

今後さらに労働災害を減少させるためには、従来手法である災害事例に学び再発防止対策を行う方法から、安全水準の向上を目指すため災害事例のみではなく、これから行う工事現場に潜在する危険性又は有害性を調査し、除去又は低減措置に結びつける新たな労働災害防止対策としてのリスクアセスメントが必要となりました。



【再発防止の安全管理から予防の安全管理へ】

リスクアセスメントは、現場に潜在する労働災害の発生原因となる危険性又は有害性を特定し、特定した危険性又は有害性を「災害の重大性(重篤度)」及び「災害の可能性(度合い)」からリスクを見積もり、それらを除去又は低減し、安全衛生水準の向上を目指すことを目的とする先取り型の安全管理の手法です。

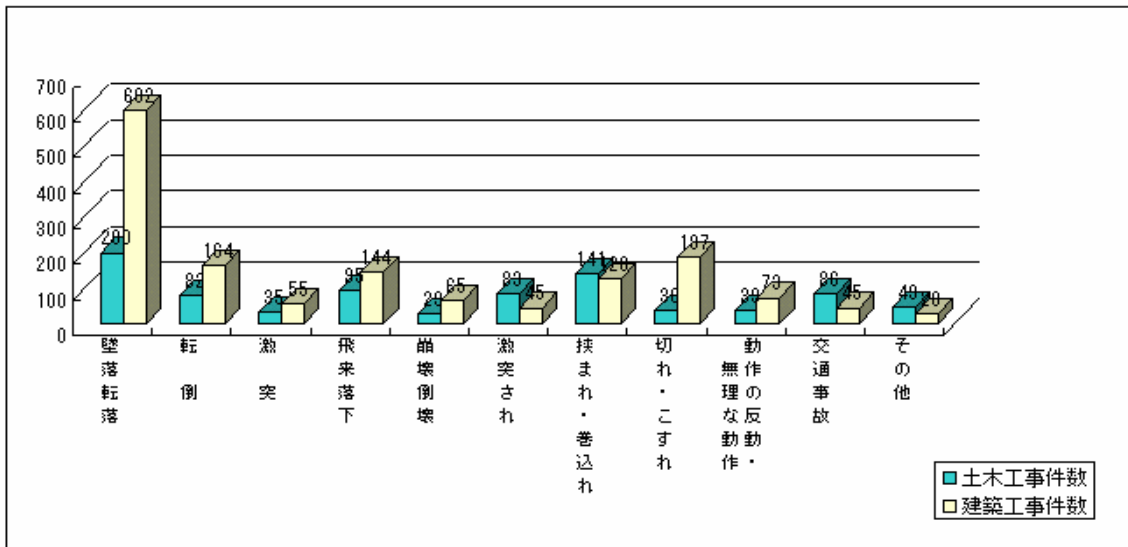
みなさんもこの手法を導入して労働災害のさらなる減少を図ってみませんか。

北海道建設工事の事故の型別労働災害統計(平成 17 年,18 年死亡・休業 4 日以上)

	墜落 転落	転 倒	激 突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突さ れ	挟まれ 巻込まれ	切 れ こすれ	動作の反動 無理な動作	交通 事故	その他	計
土木工事件数	200	82	35	95	29	83	141	38	39	86	49	877
H17.死亡件数	4			1	3	2				6	4	20
H18.死亡件数	1			1	1	1				1	10	15
建築工事件数	602	164	55	144	65	45	128	187	73	45	28	1,536
H17.死亡件数	4				5							9
H18.死亡件数	5					1				4	1	11

※死亡件数は内数

事故の型別統計グラフ



2.【リスクアセスメントによる効果と意義】

リスクアセスメントによる効果は、特定した危険性又は有害性を「災害の重大性」と「災害の可能性」を組み合わせることによってリスクを見積り、その結果に基づきリスクの度合いが大きい(優先度が高い)危険性又は有害性に対し、適切な対策を実施することで軽微な状況にまでリスクを低減できることです。

リスクアセスメントによるリスク低減の効果

災害の重大性	極めて重大 (死亡・障害)	重 大 (休業災害)	軽 微 (不休災害)
災害発生の可能性			
確実又は可能性が極めて高い	リスクが極めて大きい (即座の対応と抜本的な対策が必要)	リスクがかなり大きい (抜本的な対策が必要)	中程度 (何らかの対策が必要)
可能性がある	リスクがかなり大きい (抜本的な対策が必要)	中程度 (何らかの対策が必要)	リスクがかなり小さい (現時点での対策は必要無いが注意を要する)
ほとんど起きない	中程度 (何らかの対策が必要)	リスクがかなり小さい (現時点での対策は必要無いが注意を要する)	リスクが極めて小さい (現時点で対策の必要なし)

1) リスクアセスメントの考え方

車輦系建設機械作業で、重機の危険範囲に人が立入る作業を行う場合の安全対策として、以下に事例を示します。

最初の状況 : 作業者は、重機の危険範囲内に立ち入らないよう注意をします。

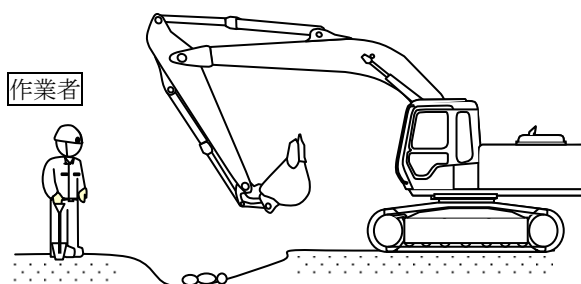
重機の運転者は、周囲に注意をしながら重機運転を行い、作業します。

対策 1 : 作業者が重機の危険範囲内に立入らないよう、誘導者を配置し、その者に重機を誘導させます。

対策 2 : 作業者と重機の作業場所を分けし、混在作業を避けて重機との接触災害等を防止し、又、同一場所での作業は、重機と人との作業時間を区別して実施します。

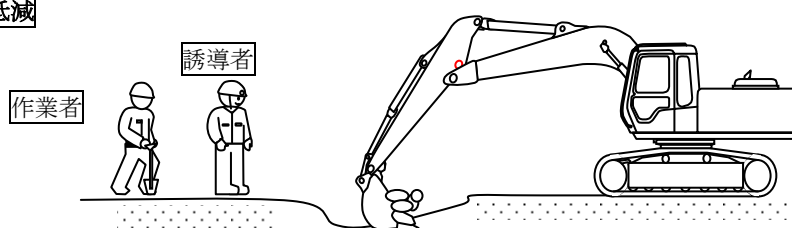
最初の状況

危険範囲内に立ち入らない
互いに注意しあう



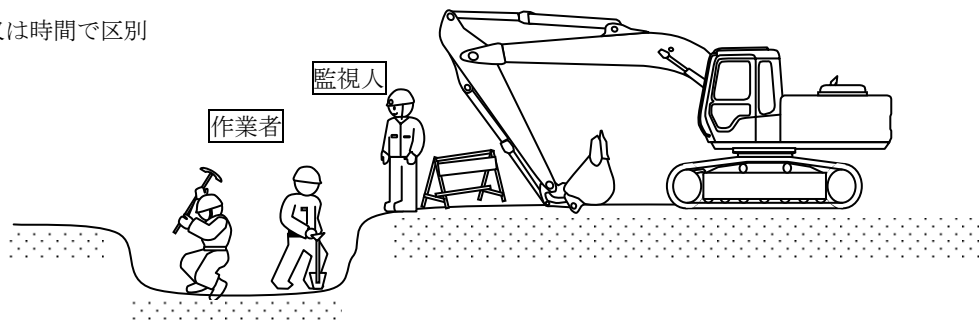
対策 1: 災害の重大性の低減

誘導者を配置



対策 2: 災害発生の可能性の低減

作業場所又は時間で区別



2) リスクアセスメントを有効に実施することにより、つぎの効果が期待できます。

- (1)職場のリスクが明確になります。
- (2)危険に対する認識を共有できます。
- (3)安全衛生対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- (4)残された危険について、「守るべき決めごと」の理由が明確になります。
- (5)職場全員が参加することにより、危険に対する感受性が高まります。

3.【労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメントの関係について】

労働安全衛生マネジメントシステムで実施する、危険性又は有害性を調査し、それを除去・低減する活動と、リスクアセスメントで行うリスクの除去・低減をする活動とは同様のものと考えてください。

その中で、労働安全衛生マネジメントシステムは、会社の自主的な活動としてそれぞれの会社に合った体制で継続的に行う安全衛生管理の仕組みです。

その仕組みを通して会社の問題点となっている危険性又は有害性に対して、会社と現場が組織的に取組み、除去・低減するために安全衛生目標と安全衛生計画を立て、継続的に行う会社の安全衛生管理の手法です。

本書で説明するリスクアセスメントは、労働安全衛生マネジメントシステムの中の一部として取組むものであるとも考えてください。

また、リスクアセスメントは、労働安全衛生法第 28 条の 2 において、建設業に関わる事業者に対し、その業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて作業者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしており、会社が労働安全衛生マネジメントシステムを実施しているいないに係わらず、リスクアセスメントを行う必要があるとしています。

(資料参照 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」)